

## 豊川市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支え、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者が、更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の公的機関、犯罪被害者等支援を行う民間団体その他犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害及び再被害の発生の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事

情に応じて、犯罪被害者等に十分配慮しつつ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、社会において孤立することなく、また、二次被害及び再被害を受けることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を公正かつ迅速に途切れることなく提供しなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、市及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している多様な問題について、相談に応じ、必要な情報を提供し、助言し、関係機関等との連絡調整を図る等の

必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報管理)

第12条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(意見の反映)

第13条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聞き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。